

## 第8号 研究施設

### 1 趣旨

研究対象が市街化調整区域内に存在すること等の理由により、当該市街化調整区域内に建設することがやむを得ないと認められる研究施設を対象とするものである。

### 2 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 市街化調整区域内に存在する研究対象を研究するものであること。
- (2) 市街化調整区域内に立地しなければ、研究が不可能な対象を研究するものであること。

### 3 申請地

申請地は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) 申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律による農用地区内の土地でないこと。
- (2) 研究対象が市街化調整区域内に存在する場合は、当該研究対象が存在する区域内の土地であること。
- (3) 研究対象が市街化調整区域内に存在しない場合は、最も適切な土地とすること。
- (4) 土地の面積は、研究施設の規模、構造及び用途に照らして、適切な面積であること。

### 4 研究施設の規模、構造及び用途

- (1) 規模及び構造 研究対象に照らして、適切なものであること。
- (2) 用途 研究施設